

## 静岡県告示第322号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和元年静岡県告示第229号により指定した形質変更時要届出区域の全部の指定を解除するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年10月23日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 指定を解除する形質変更時要届出区域  
磐田市新貝字中原2335番2及び同字中山2630番1の各一部（次の図に示す部分に限る。）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物及びふっ素及びその化合物
- 3 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
鉛及びその化合物
- 4 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去  
（「次の図」は省略し、その図面を静岡県庁及び西部健康福祉センターに備え置いて縦覧に供する。）